

第3期地域福祉計画 令和6年度進捗状況に対する推進委員会委員からの意見と回答

番号	事業名	委員からの質問等	回答	担当課
1-1-②	認知症サポーター養成講座	チームオレンジ登録者数が、令和6年度は大幅に減少していますが、原因をどう分析していますか。	チームオレンジメンバーの高齢化により活動できない方も増えてきたことから、令和6年度に活動の意向調査を行いました。その結果の登録数が62名であります。今後は、認知症になっても安心して生活できる地域づくりを目指し、認知症サポーター養成講座等においてチームオレンジの活動を周知啓発してまいります。	高齢福祉課
1-1-②	認知症サポーター養成講座	前は、中学生が講座を受けていたと思いますが、今はどうでしょうか。内容が違うのであれば、中学生向きに考えて開いてもと思いました。	小中学生の養成講座も対応しており、年代に合った講座内容を展開しております。校長会等で講座の周知をしておりますが、令和6年度は小学校が2校、中学校からの申し込みはございませんでした。引き続き道德教育の一環として受講をPRしていきます。	高齢福祉課
1-1-③	市民人権講座・人権教育講演会	参加者が30名前後ですが、学校の先生やPTA等周知はどこまでですか？定員が30～40名でしたら、会場の都合もあると思いますが、増やせたらいいと思います。	周知については、教育委員、社会教育委員、生涯学習推進協議会、ふれあい学習推進委員、公民館運営審議会、図書館協議会、下野保護区保護司会、各地区民生委員児童委員、人権擁護委員等の各委員宛て郵送にて案内しております。また学校及びPTAにつきましても、学校を通じて案内をしており、下野市PTA連絡協議会には共催団体として協力いただいております。また市内各公共施設にて、チラシの配架・ポスター掲示をお願いしております。 市民人権講座の定員については、40名とさせていただいておりますが、講話だけでなくグループワーク形式とすることで、受講者が主体的に参加できるような講座を開催しております。	生涯学習文化課
1-2-①	市民活動センター運営	来館者が大きく増えていて素晴らしい。スタッフの対応よく、活用しやすい。	令和7年4月より、指定管理者制度を導入し、NPO法人青二才が管理運営を行っています。民間事業者のノウハウや視点を取り入れた、さらに質の高いサービスが提供出来るよう引き続き努めてまいります。	市民協働推進課
1-2-①	市民活動センター運営	センターの来館者数が急増しております。グリーンタウンの住民も高齢化しつつあり、ボランティアを希望される方も増えていると思います。いろいろな知識を持った方に働きかけ、「退職した人も生き生きと生活できる街」へ。人材確保のチャンスではないでしょうか。	進捗状況調査は令和3年からの累計の数値であります。年毎に見ても令和4年度が7,086人、令和5年度が10,918人、令和6年度が12,616人となり年々利用者が増えています。施設の設置目的が「市民が主体的に行う営利を目的としない社会貢献活動の支援」になりますので、多彩な人材を活用しながら市民にとって有益な活動の活性化が図れるように努めてまいります。	市民協働推進課
1-3-①	ファミリー・サポート・センター事業	ファミサポの提供会員数増えませんか。男性の提供会員いますか？依頼会員の要望の対応率は？	・男性会員は4名、活動内容は主に自家用車でお子さんの送迎を行っています。 ・依頼会員と提供会員のマッチング後は会員相対でのやり取りでの支援対応となりますが、相対で予定が合わない場合はセンターに相談が入り、他の提供会員を調整することで、すべての依頼会員の要望に対応できるようにしています。	子育て応援課

番号	事業名	委員からの質問等	回答	担当課
1-3-②	ボランティア等の育成 及び活動のマッチング	社協のボランティアバンクと横のつながりを持っていたが、今後も幼児、高齢者、障がい者などの集まる場所で音楽・体操などニーズのある内容をボランティアに提供いただけると喜ばれるのではないが。	社会福祉協議会や市民活動センター等との連携や情報共有を行いながら、ボランティアの自主的・主体的な活動の提供・支援を引き続き実施していきます。また地域及びボランティアのニーズを把握しながら、様々な分野で活躍できるようコーディネートを行います。	生涯学習文化課
1-3-③	民生委員児童委員活動事業	・自宅訪問の際、活用できるカードやチラシがあるのは、訪問する側もされる側もメリットがあって大変よい。 ・自治会長等の情報交換を意図的に定期的に、計画・実施できるとよい。	自治会長等と密に連携できるような方法を検討していきます。	社会福祉課
1-3-③	民生委員児童委員活動事業	障がい児者がカバンなどに着けている赤いヘルプマーク(カード)がまだまだ知られていないようなので研修会などでの啓発を望む。また、昨年作成された保健福祉ガイドブック(高齢、障がいなど)の周知も必要。民生委員をお引き受けくださっている方々はパソコンやスマホでデータをダウンロードしたりPDFを開いて見るなどは苦手とされることもある。高齢者や障がい児者の相談でお世話になっている民生委員児童委員さんにこそこのような貴重な資料は印刷して配布していただきたい。	ヘルプカードについては、定例会の場を通して周知を行っていきます。保健福祉ガイドブックについては紙媒体での提供を行います。	社会福祉課
1-3-③	民生委員児童委員活動事業	民生委員・児童委員の存在は知っていても、活動内容は把握できていません。いろいろな年齢層の方に知って、活用してもらうために更に工夫が必要では？	活動内容について多くの人に周知できるような広報を行っていきます。	社会福祉課
2-3-①	生活支援体制整備事業	2層協議体に参加させていただいている。地域課題に対して、そして自分達の未来の生活に対して問題意識の高い方たちが多く、コーディネーターのファシリテーションで毎回意義深い話し合いができています。	2層協議体に参加いただきありがとうございます。今後も地域づくりの一環として、ご協力をお願いいたします。	高齢福祉課
2-4-①	自主防災組織の設立 及び活動に対する支援	自分の住む地域には自主防災組織が設置され、専用の倉庫があり備蓄もしている。市の支援が活動を後押ししてくれており、防災について近所の人と考えるきっかけができた。	まちづくりリクエスト講座や防災講話等を通じて、自主防災組織設立の機運が高まるよう引き続き支援に努めていきます。	安心安全課
2-4-③	保健福祉ガイドブックの発行	昨年ホームページに公開されていたようだが、広報紙には掲載されているのか。	保健福祉ガイドブックが分野ごとの分冊となったことに併せ、各ガイドブックをホームページに掲載するとともに、「しもつけっ子安心子育てハンドブック」についてはデザインを一新し、2か年版となったことから、発行の際に広報紙(2024.8月号)に掲載し、市民の方へお知らせしました。 今後は、ホームページにおいて各分冊のページだけではなく、保健福祉ガイドブック全体を紹介するページを作成するとともに、広報紙にて保健福祉ガイドブックに関する情報を発信することで周知を図ってまいります。	社会福祉課

番号	事業名	委員からの質問等	回答	担当課
2-4-③	保健福祉ガイドブックの発行	申し訳ありませんが知りませんでした。周知のため、どのような工夫をされていますか。	保健福祉ガイドブックは合併時に作成して以来、内容の見直しと充実を図ってきた結果、情報量が増えた一方で、文字数やページ数が増えてしまい、「情報が検索しづらい、見づらい」とのご意見をいただいたことから、分野別に分冊して作成することとしました。 保健福祉ガイドブックは、ホームページに掲載するとともに、各担当窓口へ備え付け、冊子を希望する方へ配布を行っています。また、転入者の方へは転入手続の際に、案内のチラシを配布しています。 「しもつけっ子安心子育てハンドブック」については、出生届の届出時に配布を行うことに加え、妊産婦の方や子育て世帯を中心に活用されていることから、スマートフォンやタブレットで見やすい電子書籍版を用意するとともに、令和6年11月より導入した子育てアプリ(しもつけっ子すくすくナビ)内でも閲覧できるように工夫し、周知を図っております。	社会福祉課
3-4-①	参加支援事業	具体的に(実際に)どんな支援をしているのか。	・年齢問わず、学びを通しての居場所となる「寺子屋下野教室」を3か所で開設し、社会へ参加できるよう支援を実施しました。また、伴走型支援で関係性を構築し、「寺子屋下野教室」で調理ボランティアとして参加することで繋がりを大切にした支援を行っています。 ・一般社団法人 栃木県若年者支援機構において実施している事業(中間的就労ユニバーサルデザイン事業(しごとや)、リメイク事業(てしごとや))を活用し、地域と繋がりを持ち社会に参加できるように支援を行っています。 ・市民運営の居場所や、担い手を養成する開設準備講座として「居場所開設講座」や、地域に子どもの学び場を作る「子どもの学び場開設講座」を開催しました。 ・市が「地域こども食堂」を開催し、社会参加に向けた支援や、市民が主体の居場所開設に向けたきっかけ作りをしました。	社会福祉課
3-4-③	デマンド交通事業	登録者数の増加や平日午前中に集中するというニーズに対応できるドライバーや車両の確保は可能なのでしょうか。現状難しい場合には、目標値の修正も検討してもよいかもしれません。	運行事業者との委託契約でドライバーや車両数について定めており、人員や車両数を増やすことは難しいため、現在の車両・人員数のまま、午後利用の促進や予約電話の混雑を解消することで利便性の向上を図ります。 また、現在の地域公共交通計画が令和7年度末で終了となるため、令和7年度に次期地域公共交通計画の策定を進める中で、目標値についても検討してまいります。	都市政策課

第3期地域福祉活動計画 令和6年度進捗状況に対する推進委員会委員からの意見と回答

番号	事業名	質問・意見	回答
1-1-③	広報紙、ホームページなどでの情報発信	インスタでの発信は社協職員や組織の紹介があり、地域でどんな役割をもち、何をしている機関なのか知ることができる。市民に知ってもらうことで社協会費への協力につながるとよい。	引き続き、情報発信に努めてまいります。
1-1-③	広報紙、ホームページなどでの情報発信	Instagram等からの発信により多くの職員が関わることで内容は充実すると思いますが、一方で内容によってはいわゆる炎上する可能性もあり、投稿時のチェック体制やSNSリテラシー研修などは実施されていますか？	職員が広報紙とSNS運用に関する研修を受講し、投稿時には複数人での内容確認を行いトラブル防止に努めております。
1-2-①	ボランティアセンター機能の充実	市のボランティア支援機関等との横のつながりを持ち、今後も幼児、高齢者、障害者などの集まる場所で音楽・体操などニーズのある内容をボランティアに提供いただけると喜ばれるのではないかと。	各関係機関や団体との連携を図り、市民のニーズに寄り添いながらボランティア活動の推進に努めてまいります。
1-2-③	地域ふれあいサロンの充実	マンションで開設したサロンは参加者にとってアクセスがよいため盛況のようだが、家が離れて点在しているような地域ではサロン会場への送迎がないと自力でいくのが難しい人がある。例えばシルバーカーを押して歩いていける場所だとしても、夏場は難しい。	国分寺地区では有償ボランティアによるサロンへの送迎支援の整備を進めております。また、参加者同士での送迎などの互助の取り組みについても呼びかけております。
1-2-③	地域ふれあいサロンの充実	仲間づくり、生きがい、交流の場としてサロンは大変有効。サロンの運営について引き続き支援や協力をお願いしたい。	引き続きサロン活動の推進と運営支援に努めてまいります。
2-3-①	生活支援体制整備事業	2層協議体に参加させていただいている。地域課題に対して、そして自分達の未来の生活に対して問題意識の高い方たちが多く、コーディネーターのファシリテーションで毎回意義深い話し合いができています。	地域づくりに関心のある方にご参加いただき、住み慣れた地域で暮らし続けるための基盤整備やサービス創出が図られるよう、今後も継続してまいります。
2-3-④	安全帽子購入費助成	地域の市立小学校への入学がかなわず、この安全帽子が配布されない子どもたちが通う県立特別支援学校に（安全帽子購入助成をしている旨を記した）赤い羽根共同募金の案内が配布され、案内を目にした保護者たちは大変心を痛めている。交通安全協会から教育委員会に寄贈されているランドセルカバーについても同様。特別支援学校に通う障害児には社協からクリスマスプレゼントが配られるなどほかの形で配慮いただいていると思うが、地域の小学校に同じように通うことができないだけでもとてもつらい想いをしている保護者の気持ちに寄り添った対応を望む声が出ている。安全帽子について記載のある赤い羽根共同募金の案内はこれまでも毎年特別支援学校に配布されていたのか？	安全帽子購入費助成事業につきましては、登下校時の安全確保ならびに児童・青少年福祉の推進を目的に、市内小学校及び義務教育学校の新入生を対象に配付しております。特別支援学校等の状況について情報収集しながら検討してまいります。 赤い羽根共同募金の学校募金活動につきましては、令和6年度初めて特別支援学校に依頼いたしました。
2-3-④	安全帽子購入費助成	転入生にも助成の幅を広げてください。	各学校に対しましては、転入生を見込んだ人数で助成金の申請をお願いしております。
3-1-①	居宅介護支援事業	廃止との情報がありますが、事業は継続でしょうか？	令和7年5月末日をもちまして、事業終了となります。

番号	事業名	質問・意見	回答
3-1-⑦	福祉用具等の貸出し事業	車いすの無料貸し出しについて確認シートには「要介護2以上の方は対象外」とある。社協ホームページには「福祉用具貸与の適用となる方を除く」とあり、直接問い合わせた際も「介護保険サービス利用者は除く」との回答だった。要介護1までの介護保険サービス利用者は一時的に借りることができるようになったのか？	要支援及び要介護1の方は、原則、介護保険制度において福祉用具貸与の対象外となっておりますので、そのような制度の狭間にいる方に対しては以前から一時的に車いすの貸出しを行っております。
3-2	生活困窮者自立支援事業	相談員にはどのような資格が必要ですか？ (関連事業項目も含め)スキルアップと何度も出てきますが具体的には何をしていますのか？	資格は必須ではありませんが、専門的な知識を要する相談内容も多く、現在は社会福祉士やファイナンシャルプランナー、産業カウンセラーの資格を持った相談員を配置しています。また従事する相談員には、国及び県の指定研修を修了することが求められているほか、県内の自立相談支援機関との情報交換の機会を積極的に持つことで支援の充実を図っています。